



青木 正彦 議員

問 答

くらしの総合相談窓口の設置を 各課の連携で相談業務の充実を図る

問 格差社会の広がりとともに少子高齢化の進行や人口減少が続く地域社会の中で、生活不安、将来不安が増大している。問題の解決は、国の政治経済、社会のあり方と深くかかわることですが、住民の身近な行政機関である役場が、様々な住民の悩み事に気軽に相談に応じるような体制を充実、整備すべきではないか。現状はどうか、お尋ねします。

町長 町税や各種公共料金については、担当各課が一体になって収納率の向上に努め県内では上位の収納率を維持していますが、毎年未納額が積み重なり滞納額も年々増加しています。滞納者に対しては単に納税相談に終わることなく、生活全般の相談ができるよう心掛けています。今後、相談内容が複雑化、多様化するなかで、各課のヨコの連携を強め、さらに相談業務を充実したいと考えます。

町民税務課長 町税等の滞納されている方への相談では、失業、給与の低下した中で住宅ローン支払に苦労されているとか、

子どもの教育費に追われている実態などが把握できます。そして納税相談を通じて、生活保護や小口貸付、消費者相談などの窓口を紹介しています。が、生活に悩む方の相談を役場全体で支えていくためにも、福祉サイドとの連携をより深めていく必要があると考えています。

問 無縁社会・孤立社会がいわゆるなかで、納税相談という形のタテ割りの対応でなく、住民の皆さんが困ったときは何でも相談できる窓口の構築が求められているのではないかと。策定中の「五霞町地域福祉計画」によると、①身近な相談支援の充実、②専門的な相談機関の充実、③各種相談機関のネットワーク化ということが書かれているが、住民との接点を広げる立場から是非とも具体化を望みたい。

町長 住民の立場からの相談援助・協力体制、ネットワークづくりの必要性は重々認識しています。「五霞町地域福祉計画」を推進していく課題として検討したいと思います。

問 団体への補助金のあり方を問う

答 交付基準に照らし毎年見直ししている

問 各種団体に対する補助金について、法律は「公益上必要がある場合に補助することができ」と定めているのですが、その根拠があいまいであったり、長年の慣行になっ

ているとか、効果が薄くなっているけれども補助金が継続されているような問題点が考えられる。同時に、住民との協働によるまちづくりという新たな需要のこたえる制度づくりが求められる。補助金の交付基準は何か。また検討経過についてもお尋ねします。

財務課長 平成17年10月、五霞町行政改革検討懇話会から提言された「交付基準」を補助金の交付基準に位置づけています。1つは公益性、効果性、2つは公正性、公平性、3つは明確性、透明性、4つは補助期限ですが、

この基準に照らし毎年見直しを図るものとなっています。交付金決定の検討については、庁内に設けた補助金検討委員会により平成21年度から5カ年間に10%を削減する目標で実施しています。今後は、住民との協働の推進という観点から、積極的にNPOやボランティア団体等への新たな支援策を図っていくため、具体的な検討を始めていくところです。

問 国の同和対策事業が終結して既に10年たちま

す。然るに五霞町においては、同和問題解決をかける運動団体への補助金が継続されているが、公益性、効果性等その根拠はなにか。埼玉の本庄市など1市3町は同和運動団体への補助金廃止の方針を打ち出したが、五

霞町として終結の方針はどうか。

総務課長 町では人権問題の中の一つとして同和問題をとりえ、隣保事業による生活相談員の配置、運動団体への補助金の助成などを実施しています。2つの運動団体の支部に対する補助金は、平成22年度実績で206万4738円です。その活動としては本部が実施する研修会などです。これら事業は、同和問題解決に向けた必要な取り組みであり、内容の精査、見直し等をおこない継続していきたいと考えています。

